

口座開設や住所変更などの  
お手続きの際には、

マイナンバー  
カードなど



印鑑



を忘れずに!

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

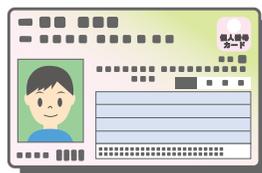


口座開設や住所・名義変更などの  
手続きでお持ちいただきたいもの

⚠️ ①②のいずれか+③を  
忘れずにお持ちください

1 マイナンバーカード

この1枚で  
OK!



または

2 通知カード

住民票の写し  
(マイナンバーあり)



もしくは



運転免許証やパスポートなどの  
顔写真付き本人確認書類1点\*

\*顔写真なしの場合は、健康保険証や住民票、年金手帳など2点。

3 印鑑\*



\*お手続きの際に印鑑が不要な金融機関もあります。

口座開設時  
のお願い



1

口座開設は、ご自宅または  
勤め先の近くなど、  
ご利用に便利な支店で  
お手続きください。



2

印鑑は、  
朱肉を使用するもの  
をお持ちください\*。



\*シャチハタ印では、お取引ができない場合があります。

3

本人確認書類は、  
現在の住所・氏名が  
記載されているもの  
をお持ちください\*。



\*旧住所・旧姓が記載されている場合は、マイナンバーカード  
なら市区町村役場で、運転免許証なら警察署で書き換えが  
できます。



**銀行などの金融機関は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理しています!**

### マイナンバーの利用範囲の制限

マイナンバーは、法令で定められた範囲以外での利用が禁止されています。

このため、現在、銀行などの金融機関は、お客さまから取得したマイナンバーを以下の事務以外に利用することはできません。

- 行政機関などが行う税務調査や生活保護などの資力調査への回答
- 金融機関が万が一破たんした際に預貯金の円滑な払い戻しを行うための名寄せ事務
- 激甚災害発生時の預貯金等の払い戻し事務
- 法定調書の作成事務等

### 預貯金口座の開設でマイナンバーの届出をお願いする理由

2018年1月から、金融機関は法令により、預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理することが義務付けられました。このため、金融機関は預貯金口座の開設時などに、お客さまにマイナンバーの届出のご協力をお願いするようになりました。

### マイナンバー制度について詳しくはこちら

- **マイナンバー（社会保障・税番号制度）ホームページ**

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー

検索



- **マイナンバー総合フリーダイヤル**

マイナンバー

**0120-95-0178** (無料)

金融機関とのお取引に係る質問については、お取引先の金融機関にお問い合わせください。

# 知っているとかっこいいかも!? マイナンバー



Q1

**マイナンバーってどんな場合に届けることになるの？**



マイナンバーは、主に**年金や医療保険の手続き、確定申告などの税に関する手続き**で届出が求められます。これらの手続きは本人の代わりに勤務先や金融機関が行う場合があるため、その場合には、勤務先や金融機関にお届けください。

Q2

**自分のマイナンバーがわからない場合、どうしたらいいの？**



マイナンバーは、**2015年10月より市区町村から簡易書留で郵送されている通知カードに記載**されています。お手元に通知カードがない場合は、お住まいの市区町村にご相談ください。



マイナンバーカードは、**顔写真付きの公的な身分証明書になるから、作っておくと便利だよ!**

Q3

**預貯金口座をひらく時にマイナンバーカードを利用すると、どんなメリットがあるの？**



口座をひらく時に必要な**本人確認書類**として利用できます。また、マイナンバーを提供する際には、番号の確認（通知カードや番号が記載されている住民票の写し）と身元の確認（運転免許証など顔写真があるもの）が必要ですが、**マイナンバーカードがあれば、1枚で済みます。**



**一度マイナンバーを届け出れば、NISA口座の開設申込みのときなど、改めての届出が不要になる場合があるよ!**

Q4

**マイナンバーを届け出ると、行政機関などに預貯金残高を知られてしまうの？**



マイナンバーの届出をきっかけに、金融機関が行政機関などにお客さまの**預貯金残高をお知らせ**することはありません。